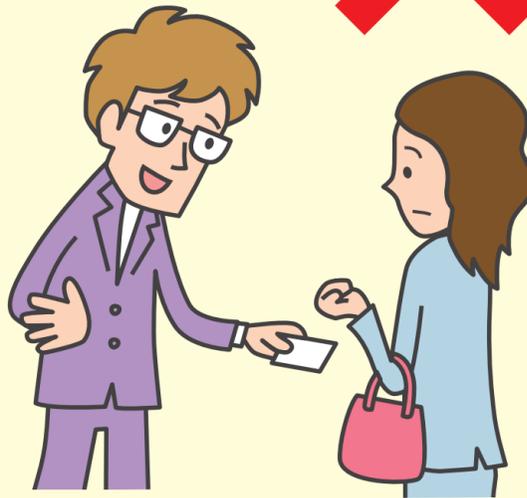


客引き行為等をしない！ させない！ 利用しない！



客引き行為

勧誘行為



客待ち、
勧誘待ち行為

事業者 の責務

市内全域において、全ての業種について、「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう努めなければなりません。

禁止区域内で違反行為を行うと、

指導⇒勧告⇒命令⇒過料及び公表*と段階的に

処分されます。 ※過料5万円以下のほか、住所・氏名・店舗名等がHP上で公表されます。

⇒ 客引き行為等をさせた店舗・事業者も対象です！



禁止規定を順守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導・監督の徹底をお願いいたします。



京都市
CITY OF KYOTO

京都市文化市民局 暮らし安全推進部 暮らし安全推進課

発行：文化市民局 暮らし安全推進部 暮らし安全推進課 令和6年8月発行 京都市印刷物第062123号